

第4編 災害復旧復興計画

第4編 災害復旧復興計画

第4編 災害復旧復興計画

第1章 災害復旧

第1節 迅速な現状復旧の進め方

災害発生後、被災状況を的確に把握し、再度災害の発生防止や将来の災害に備えるため、必要な施設の改良復旧の事業計画を樹立し、迅速にその実施を図る。

町の「迅速な現状復旧の進め方」は、以下の方策及び担当部署をもって実施する。

方策	担当部署
1 災害復旧事業計画の作成	関係各課
2 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成	関係各課
3 災害復旧事業の実施	関係各課

1 災害復旧事業計画の作成

町は、災害応急対策を講じた後に、被害の程度を十分調査・検討し、公共施設に関する災害復旧事業計画を速やかに作成する。

災害復旧事業計画の樹立に当たっては、被災原因、被災状況等を的確に把握し、再度災害の防止に努めるよう関係機関と十分連絡調整を図り、事業期間の短縮に努める。

災害復旧事業計画の種類は、以下に示すとおりである。

- 公共土木施設災害復旧事業計画
- 農林水産業施設災害復旧事業計画
- 都市災害復旧事業計画
- 上下水道災害復旧事業計画
- 住宅災害復旧事業計画
- 社会福祉施設災害復旧事業計画
- 病院等災害復旧事業計画
- 学校教育施設災害復旧事業計画
- 社会教育施設災害復旧事業計画
- 復旧上必要な金融その他の資金計画
- その他の計画

第4編 災害復旧復興計画

<第1章 災害復旧>

第1節 迅速な現状復旧の進め方

2 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成

町は、被災施設の災害復旧事業計画を速やかに作成するとともに、国又は県が費用の全部又は一部を負担又は援助するものについては、財政援助及び助成計画を作成して、復旧事業費の査定実施が速やかに行えるよう努める。

(1) 法律に基づく財政援助措置

国は、法律又は予算の範囲内において災害復旧事業の全部又は一部を負担又は補助する。財政援助根拠法令等は、次のとおりである。

- 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- 公営住宅法
- 土地区画整理法
- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- 予防接種法
- 都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針
- 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
- 県が管理している公立公園施設に関する災害復旧助成措置
- 水道法

(2) 激甚災害に係る財政援助措置

災対法に規定する著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合、町及び県は、災害の状況を速やかに調査し実情を把握して早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置するとともに、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。

① 財政援助措置の対象

財政援助措置の対象は、次のとおりである。

■ 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- 公共土木施設災害復旧事業
- 公共土木施設復旧事業関連事業
- 公立学校施設災害復旧事業
- 公営住宅災害復旧事業
- 生活保護施設災害復旧事業
- 児童福祉施設災害復旧事業
- 老人福祉施設災害復旧事業
- 身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業
- 障害者支援施設等災害復旧事業
- 婦人保護施設災害復旧事業
- 感染症指定医療機関災害復旧事業
- 感染症予防事業
- 堆積土砂排除事業
- たん水防除事業

■ **農林水産業に関する特別の助成**

- 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
- 農林水産業共同利用施設災害復旧事業の補助の特例
- 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
- 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融資に関する暫定措置の特例
- 森林組合等が行う堆積土砂の排除事業に対する補助
- 土地改良区等が行うたん水防除事業に対する補助

■ **中小企業に関する特別の助成**

- 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
- 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間の特例
- 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

■ **その他の財政援助及び助成**

- 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
- 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
- 日本私学振興財団の業務の特例
- 市町村が施行する感染症予防事業に関する特例
- 母子及び寡婦福祉法による国の貸付けの特例
- 水防資材費の補助の特例
- 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
- 産業労働者住宅建設資金融通の特例
- 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等
- 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例
- 上水道施設及び簡易水道施設の災害復旧事業に対する補助

② **激甚災害に関する調査**

町は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。

③ **激甚災害指定の促進**

知事は、激甚災害の指定を受ける必要があると認めたときは、国の機関と密接な連絡の上、指定の促進を図る。

(3) **災害復旧資金計画**

県は、災害復旧経費の資金需要額を把握するとともに、歳入欠かん債、災害対策債、災害復旧事業債について調査し、事業執行に万全を期する。

また、普通交付税の繰上げ交付及び特別交付税の交付を国に要請するとともに、一時借入金及び起債の前借等により罹災害関係経費を確保する。

第4編 災害復旧復興計画

＜第1章 災害復旧＞

第1節 迅速な現状復旧の進め方

3 災害復旧事業の実施

災害により被害を受けた施設の復旧を迅速に行うため、町、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等は、実施に必要な職員の配備、職員の応援及び派遣等活動体制について必要な措置を早期に行う。

災害復旧事業は、事業費が決定され次第速やかに実施できるよう体制等を整えるとともに、災害復旧事業の実施効率を上げるよう努める。

また、復旧事業の実施に当たっては、緊急といえども関係住民に対して理解を得るよう努め、労働災害を防止するため、災害復旧工事現場に対し監督指導等を行う。

第2節 被災者の生活再建等の支援

大規模な災害により、多くの人々が被災し、住居や家財の喪失、経済的困窮、あるいは生命の危険にさらされ、地域社会が混乱に陥る可能性がある。また、こうした社会の混乱は、速やかな災害復旧を妨げる要因となる。そのため、町は、大規模災害時の人心の安定と社会秩序の維持を図ることを目的として、被災者の生活再建等の支援を行う。

町の「被災者の生活再建等の支援」は、以下の方策及び担当部署をもって実施する。

方策	担当部署
1 被災町民等相談	町民支援班、関係各班
2 罹災証明書の発行	家屋調査班
3 被災者の精神保健対策（心のケア）	保健医療班、関係各班
4 町税の減免	家屋調査班
5 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給	福祉班
6 災害援護資金等の貸付け	福祉班、住宅応急班
7 義援金品の受付、配付	会計班、福祉班
8 被災者生活再建支援制度の活用	福祉班、各関係班
9 埼玉県・市町村被災者安心支援制度の活用	福祉班、各関係班

1 被災町民等相談

（1）取組方針

町は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細かな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。

（2）相談所の開設

被災者及び被災事業者の災害からの復旧を総合的に支援するため、「町民支援班」及び「関係各班」は、必要に応じて「町民サポートセンター（仮称）」を設置する。

町民サポートセンターは、被災者の利便性に配慮し、原則として特に被害が激甚な地区の公共施設に設置することとし、設置が難しいときは、巡回相談の形式をとる。

（3）考慮すべき相談内容

相談内容としては、以下のものが挙げられる。

- 生命保険、損害保険（支払条件等）
- 家電製品の取扱い等（感電、発火等の二次災害対策等）
- 法律相談（借地借家契約、損害補償等）

第4編 災害復旧復興計画

<第1章 災害復旧>

第2節 被災者の生活再建等の支援

- 心の悩み相談（恐怖、虚脱感、不眠、ストレス、人間関係等）
- 住宅（仮設住宅、空家情報、復旧工事等）
- 雇用、労働（失業、解雇、休業、賃金未払い、労災補償等）
- 消費（物価、必需品の入手等）
- 教育（学校）
- 福祉（障がい者、高齢者、児童等）
- 医療・衛生（医療、薬、風呂等）
- 廃棄物（ごみ、がれき、産業廃棄物、家屋の解体・撤去等）
- 税、公共料金（郵便、電話、電気等）の特例措置
- 金融（生活資金の融資等）
- ライフラインの復旧状況（電気、ガス、水道、下水道、電話、交通関係）

（4）相談体制

① 相談体制の確立

「町民支援班」は、「関係各班」の協力の下、被災者からの相談に的確に対応できる体制を確立するとともに、県の設置する相談窓口及び出張相談所と積極的に連携する。

② 相談スタッフの充実

各種相談内容に的確に対応するために、国及び県の担当部局と連携し、必要に応じて専門家（弁護士、金融機関等の民間の専門家も含む。）の派遣を要請する。

また、弁護士、ライフライン関係者、業界団体、ボランティアにも参加してもらう体制を必要に応じて整える。

2 罹災証明書の発行

罹災証明書は、各種被災者支援策（給付、融資、減免・猶予、現物支給など）の適用の判断材料として幅広く活用されている。そのため、町長は、町域に係る災害が発生した場合、当該災害の被災者から申請があったときは、遅滞なく、住家の被害その他町長が定める種類の被害の状況を調査し、罹災証明書を交付しなければならない。

町は、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討する。

住家等の被害の程度を調査する際は、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施する。

町は、町民に対し、家屋が被災した際には、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影することについて普及啓発を図る。

《参考》

◆「**災対法第90条の2（罹災証明書の交付）**」

- 1 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があったときは、遅滞なく、住家の被害その他当該市町村長が定める種類の被害の状況を調査し、当該災害による被害の程度を証明する書面（次項において「罹災証明書」という。）を交付しなければならない。
- 2 市町村長は、災害の発生に備え、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の確保を図るため、前項の規定による調査について専門的な知識及び経験を有する職員の育成、当該市町村と他の地方公共団体又は民間の団体との連携の確保その他必要な措置を講じるよう努めなければならない。

（1）**交付事務体制**

罹災証明書の発行手続は、「家屋調査班」が行う。

（2）**交付申請**

被災者本人及び委任を受けた者は、「罹災証明申請書」を申請窓口に提出する。

（3）**証明事項の確認及び発行**

「家屋調査班」が被災結果を踏まえて作成する「罹災台帳」に基づき、証明を希望する事項の被害状況を確認し発行する。

☞【様式 14.6】『罹災証明書』参照

（4）**証明手数料**

罹災証明書については、証明手数料を徴収しない。

第4編 災害復旧復興計画

<第1章 災害復旧>

第2節 被災者の生活再建等の支援

3 被災者の精神保健対策（心のケア）

被災により人々は、様々な精神症状に陥ることがある。

町は、その状態から被災者が精神的に癒され、生活再建の意欲を持つことができるよう、県や各関係機関の協力を得て、速やかに的確な対策を講じる。

（1）被災後の精神症状

被災に伴う精神症状としては、次のことが考えられる。

- ▶ ぼう然自失、無感情、無表情な状態反応
- ▶ 耐えがたい災害体験の不安による、睡眠障害、驚がく反応
- ▶ 現実否認による精神麻痺状態
- ▶ 家族等を失ったための、ショック、否認、怒り、抑うつ等の急性悲哀状態
- ▶ 被災後しばらくしても、不安、抑うつ、無関心、不眠の状態が続く、心的外傷後ストレス症候群（PTSD）
- ▶ 心的外傷後ストレス症候群の中でも、自分が生き残った罪悪感により生じる、生き残り症候群や急性悲哀状態が持続した死別症候群

《参考》

◆「心的外傷後ストレス症候群（PTSD）」

死や負傷の危機に直面して恐怖や無力感を感じたときに体験するのが心的外傷後ストレスであり、次のような症状が一定の強さで1か月以上続き、日常生活に支障を来す場合がPTSDとされる。

- ① 外傷となった出来事を繰り返して再体験する。
- ② その出来事を避けようとしたり、無感動になったりする。
- ③ 緊張の強い興奮状態が続く。

（2）メンタルケア

前述（1）の心的外傷後ストレス症候群等の精神症状に対して、町は、県、関係機関及び専門家の協力を得て、次のような対策をできる限り早い時期に講じるものとする。

- ▶ 精神科医師、保健師等による精神科救護所の設置及び巡回相談
- ▶ 保健福祉事務所等による精神保健相談
- ▶ 小・中学校での子どもへの精神的カウンセリング
- ▶ 専門施設での相談電話の開設
- ▶ 情報広報紙の発行による被災者への情報提供
- ▶ 避難所等における被災者向けの講演会、研修会等の実施

4 町税の減免

災害が発生した場合において、地方税法及び町条例に基づき、町税の減免、納期限の延長、徴収猶予、換価の猶予、滞納処分の停止等、納税額と納税時期等の緩和措置を行う。

被災した納税義務者に対し、該当する各種目について次に示した内容の減免を行う。

■減免に該当する項目

税目	減免の内容
個人の町民税(県民税を含む。)	被災した納税義務者の状況に応じて減免を行う。
固定資産税	被災した納税義務者の状況及び、災害により著しく価値を減じた固定資産の状況に応じて減免を行う。
軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料	被災した納税義務者の状況に応じて減免を行う。

5 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給

町は、「災害弔慰金の支給等に関する法律」(昭和48年法律第82号)の定めるところにより、町民が自然災害により被害を受けたときに、被災者又はその遺族に対し災害弔慰金又は見舞金を支給する。

災害により死亡した者の遺族に対して災害弔慰金を支給し、身体又は精神に重度の障害を受けた者に対して災害障害見舞金を支給する。

(1) 災害弔慰金の支給

災害弔慰金の支給内容は、次に示すとおりである。

■災害弔慰金の支給

項目	内容
対象災害	① 住家が5世帯以上滅失した災害(町で大規模な被災があった場合) ② 住家が5世帯以上滅失した市町村が県内に3以上ある災害(県内で広域にわたり大規模な被災があった場合) ③ 災害救助法が適用された市町村が県内に1以上ある災害(特に大規模な被災があった場合) ④ 災害救助法が適用された市町村が複数の都道府県にある災害(都道府県を超えて特に大規模な被災があった場合)
支給対象者	① 上記の災害による死亡者(3か月以上の行方不明者を含む。) ② 他市町村の区域内(県外を含む。)で災害に遭遇して死亡した者
支給対象遺族	① 死亡当時の配偶者(事実婚を含む。)、父母、子、孫、祖父母 ② 兄弟姉妹(死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくした者に限る。)
支給額	① 生計維持者：500万円 ② その他の者：250万円
費用負担	・国 1/2、県 1/4、市町村 1/4

第4編 災害復旧復興計画

<第1章 災害復旧>

第2節 被災者の生活再建等の支援

(2) 災害障害見舞金の支給

災害障害見舞金の支給内容は、次に示すとおりである。

■災害障害見舞金の支給

項目	内容
対象災害	・災害弔慰金の対象災害と同様
支給対象者	・上記の災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が安定したときを含む。）に、精神又は身体に下記に掲げる程度の障害がある住民
対象となる障害の程度	① 両眼が失明したもの ② そしゃく及び言語の機能を廃したもの ③ 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの ④ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの ⑤ 両上肢をひじ関節以上で失ったもの ⑥ 両上肢の用を全廃したもの ⑦ 両下肢をひざ関節以上で失ったもの ⑧ 両下肢の用を全廃したもの ⑨ 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められるもの
支給額	① 生計維持者：250万円 ② その他の者：125万円
費用負担	・災害弔慰金の場合と同様

6 災害援護資金等の貸付

町は、災害により被害を受けた世帯の町民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行う。

なお、資金の貸付けについては、このほか、「生活福祉資金貸付制度」（(社福)埼玉県社会福祉協議会）及び「災害復興住宅融資」（住宅金融支援機構）制度があるので、町は、被災者に対して周知徹底を図る。

(1) 災害援護資金の貸付け

災害援護資金の貸付内容は、次に示すとおりである。

■災害援護資金の貸付

項目	内容
対象災害	・県内で自然災害による救助法による救助が行われた市町村が1か所でもある場合、県内全市町村の被害が対象となる。
貸付対象者	・上記の災害で被害を受けた世帯の世帯主に対して貸し付けられる。ただし、世帯の年間総所得が次の金額を超えた世帯は対象とならない。 ① 世帯員が1人 220万円

項目	内容																								
	② 〃 が2人 430万円 ③ 〃 が3人 620万円 ④ 〃 が4人 730万円 ⑤ 〃 が5人以上 730万円に世帯員の人数から4人を除いた者1人につき30万円を加算した額 ⑥ 住居が滅失した場合は、世帯員の人数にかかわらず1,270万円																								
貸付対象となる被害	① 療養期間が1か月以上である世帯主の負傷 ② 住居の全壊、半壊又は家財の被害額が時価の1/3以上の損害																								
貸付金額	<table border="0"> <tr> <td>① 世帯主の1か月以上の負傷</td> <td>限度額</td> <td>150万円</td> </tr> <tr> <td>② 家財の1/3以上の損害</td> <td>〃</td> <td>150万円</td> </tr> <tr> <td>③ 住居の半壊</td> <td>〃</td> <td>170万円(250万円)</td> </tr> <tr> <td>④ 住居の全壊</td> <td>〃</td> <td>250万円(350万円)</td> </tr> <tr> <td>⑤ 住居の全体が滅失若しくは流失</td> <td>〃</td> <td>350万円</td> </tr> <tr> <td>⑥ ①と②が重複</td> <td>〃</td> <td>250万円</td> </tr> <tr> <td>⑦ ①と③が重複</td> <td>〃</td> <td>270万円(350万円)</td> </tr> <tr> <td>⑧ ①と④が重複</td> <td>〃</td> <td>350万円</td> </tr> </table> ＊（ ）は、特別の事情がある場合の額	① 世帯主の1か月以上の負傷	限度額	150万円	② 家財の1/3以上の損害	〃	150万円	③ 住居の半壊	〃	170万円(250万円)	④ 住居の全壊	〃	250万円(350万円)	⑤ 住居の全体が滅失若しくは流失	〃	350万円	⑥ ①と②が重複	〃	250万円	⑦ ①と③が重複	〃	270万円(350万円)	⑧ ①と④が重複	〃	350万円
① 世帯主の1か月以上の負傷	限度額	150万円																							
② 家財の1/3以上の損害	〃	150万円																							
③ 住居の半壊	〃	170万円(250万円)																							
④ 住居の全壊	〃	250万円(350万円)																							
⑤ 住居の全体が滅失若しくは流失	〃	350万円																							
⑥ ①と②が重複	〃	250万円																							
⑦ ①と③が重複	〃	270万円(350万円)																							
⑧ ①と④が重複	〃	350万円																							
利率	・年3%以内で町の条例により設定。ただし、据置期間は無利子																								
償還期間	・10年とし、据置期間は、そのうち3年間																								
費用負担	・貸付原資の2/3を国庫補助、1/3を県負担とする。																								

(2) 生活福祉資金貸付制度

(社福)埼玉県社会福祉協議会は、被災した低所得者等に対し、生活福祉資金貸付制度に基づき、「住宅の補修等に必要な経費」、「災害を受けたことにより臨時に必要な経費」の貸付けを相談支援とともにを行う。

■住宅の補修等に必要な経費

項目	内容
貸付対象者	・低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯(日常生活上療養又は介護を要する高齢者が属する世帯に限る) ※ただし、『災害弔慰金の支給に関する法律』に基づく災害援護資金の対象とならない世帯であること
貸付制度	・250万円以内
貸付条件	・償還期間：6月以内の措置期間経過後7年以内 ・利率：1.5% (連帯保証人がいる場合は無利子)

第4編 災害復旧復興計画

<第1章 災害復旧>

第2節 被災者の生活再建等の支援

■災害を受けたことにより臨時に必要となる経費

項目	内容
貸付対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯（日常生活上療養又は介護を要する高齢者が属する世帯に限る） ※ ただし、『災害弔慰金の支給に関する法律』に基づく災害援護資金の対象とならない世帯であること
貸付制度	<ul style="list-style-type: none"> ・150万円以内
貸付条件	<ul style="list-style-type: none"> ・償還期間：6か月以内の措置期間経過後7年以内 ・利 率：1.5%（連帯保証人がいる場合は無利子）

(3) 災害復興住宅資金

住宅金融支援機構は、災害により住宅に被害を受けたものに対して、住宅金融支援機構法の規定により、災害復興住宅資金の融資を適用し、建設資金又は補修資金を貸し付ける。

■建設資金融資

項目	内容																						
貸付対象者	<p>次の①から④までの全てに当てはまる場合</p> <p>① 自然災害により被害が生じた住宅の所有者又は居住者で、町から罹災証明書が交付されている。</p> <p>② 自分が居住するための住宅を建設、購入又は補修する。</p> <p>③ 年収に占める全ての借入れの年間合計返済額の割合が一定の基準を満たしている。</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>年収</td> <td>400万円未満</td> <td>400万円以上</td> </tr> <tr> <td>総返済負担率基準</td> <td>30%以下</td> <td>35%以下</td> </tr> </table> <p>④ 日本国籍又は永住許可等を受けている外国人</p>	年収	400万円未満	400万円以上	総返済負担率基準	30%以下	35%以下																
年収	400万円未満	400万円以上																					
総返済負担率基準	30%以下	35%以下																					
貸付限度	<p>① 建設</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td colspan="3">基本融資額</td> <td>特例加算額</td> </tr> <tr> <td>建設資金</td> <td>土地取得資金</td> <td>整地資金</td> <td>建設資金</td> </tr> <tr> <td>1,680万円</td> <td>970万円</td> <td>450万円</td> <td>520万円</td> </tr> </table> <p>※特例加算額は、基本融資額を超えて借入れを希望する場合。</p> <p>② 購入</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>基本融資額</td> <td>特例加算額</td> </tr> <tr> <td>2,650万円※</td> <td>520万円</td> </tr> </table> <p>※購入する住宅の敷地に係る権利を取得しない場合、1,680万円が限度。</p> <p>③ 補修</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>補修資金</td> <td>敷地資金</td> <td>引方移転資金</td> </tr> <tr> <td>740万円</td> <td>450万円</td> <td>450万円</td> </tr> </table> <p>※整地資金と引方移転資金の両方を利用する場合、合計450万円が限度額。</p>	基本融資額			特例加算額	建設資金	土地取得資金	整地資金	建設資金	1,680万円	970万円	450万円	520万円	基本融資額	特例加算額	2,650万円※	520万円	補修資金	敷地資金	引方移転資金	740万円	450万円	450万円
基本融資額			特例加算額																				
建設資金	土地取得資金	整地資金	建設資金																				
1,680万円	970万円	450万円	520万円																				
基本融資額	特例加算額																						
2,650万円※	520万円																						
補修資金	敷地資金	引方移転資金																					
740万円	450万円	450万円																					

項目	内容
利率	・年 0.44%（特例加算は年 1.34%）
償還期間	・35 年以内（補修の場合は 20 年以内） ・融資の日から 3 年以内の措置期間を設けることができ、その間、償還期間が延長できる。
その他	・返済終了までの間、融資対象建物に火災保険を付ける必要がある。 ・建物の火災による損害が補償対象となり、保険金額は、住宅金融支援機構から総借入額以上とする。

資料）住宅金融支援機構ホームページ、令和 4 年 1 月現在

7 義援金品の受付、配付

町は、関係機関の協力を得ながら被災地のニーズを把握するとともに、義援金品の受入れ体制を確保するとともに「義援金配分委員会」を設置し、配分計画を定める。

（1）受付窓口の開設

町は、義援金品の受付窓口を開設し、直接義援金品を受け付けるほか、銀行等に災害対策本部名義の普通預金口座を開設し、振込みによる義援金を受け付ける。

義援金の窓口は、「会計班」が担当し、救援物資の窓口は、「福祉班」が担当する。

（2）受付・募集

① 義援金品の受付処理

義援金品の受付処理は、次表に従い実施する。

■義援金品の受付処理

項目	内容
義援金品の受付	義援金品の受付は、「会計班」及び「福祉班」が行う。 受付は、原則として町が開設した窓口及び銀行振込みとする。
受領書の発行	受領した義援金品については、寄託者に受領書を発行する。ただし、銀行口座への振込みによる場合は、振込用紙をもって受領書の発行に代えることができる。
委員会への報告	「会計班」及び「福祉班」は、義援金品の受付状況について配分委員会に報告する。

② 義援金品の募集

被災者に対する義援金の募集を必要とする場合は、「広報班」が町の広報紙、報道関係機関、災害関連支援団体等の協力を得て広報し、募集する。

なお、義援金品については、被害の状況等を勘案し、被災者が必要とする物資について広く広報して募集する。

第4編 災害復旧復興計画

<第1章 災害復旧>

第2節 被災者の生活再建等の支援

(3) 保管及び配分

「会計班」は、送金された義援金を保管し、委員会の配分計画に基づき配分する。

■義援金品の保管及び配分

- ▶ 寄託された義援金は、被災者に配分するまでの間、義援金受付口座に預金保管する。また、義援金品については備蓄倉庫に一時保管し、一般救援物資と同様に配分する。
- ▶ 委員会は、義援金総額や被災状況を考慮して、義援金の配分について協議し、配分基準を定める。
- ▶ 「会計班」は、委員会が定めた配分基準に基づき、義援金を被災者に配分する。また、義援金品については、地区長又は自治会長等関係団体の協力を得て被災者に配分する。
- ▶ 寄託者が配分先や用途を指定した義援金を受け付けた場合、各配分先の責任において処理する。
- ▶ 被災者に対し、町の広報紙、自治会、報道機関等の協力により義援金品の配分について広報する。
- ▶ 義援金の収納額及び用途について、寄託者、報道機関等へ周知広報する。
- ▶ 「会計班」は、被災者への配分状況について、委員会に報告する。

8 被災者生活再建支援制度の活用

地震などの自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者で経済的理由等により自立した生活を再建することが困難な者に対し、被災者生活再建支援法に基づき都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金が支給される。

(1) 被災者生活再建支援制度の概要

被災者生活再建支援制度の概要は、以下に示すとおりである。

■被災者生活再建支援制度の概要

項目	内容
目的	・被災者生活再建支援金を支給し、被災者の自立した生活の開始を支援する。
対象災害	・自然災害（暴風、豪雨、洪水、高潮、豪雪、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象より生じる災害）
対象災害の規模	・政令で定める自然災害 ① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害が発生した市町村における自然災害 ② 市町村において10以上の世帯の住宅が全壊した自然災害 ③ 県において100以上の世帯の住宅が全壊した自然災害 ④ ①又は②の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満のものに限る。）における自然災害 ⑤ 5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、①～③の区域に隣接する市町村（人口10万人未満に限る。）における自然災害
支援対象世帯	・住宅が全壊（全焼・全流失等）した世帯その他これに準じる程度の被害と認められる世帯として政令で定められるもの ① 住宅が全壊した世帯

第4編 災害復旧復興計画

＜第1章 災害復旧＞

第2節 被災者の生活再建等の支援

項目	内容																										
	② 住宅が半壊し、倒壊防止等やむを得ない理由により住宅を解体した世帯 ③ 災害が継続し、長期にわたり居住不能な状態が継続することが見込まれる世帯 ④ 大規模半壊の被害を受けたと認められる世帯（居住者安定支援制度のみ該当） ⑤ 中規模半壊の被害を受けたと認められる世帯 ※ 全壊：損害割合 50%以上 半壊：損害割合 20%以上 50%未満 大規模半壊：損害割合 40%以上 50%未満 中規模半壊：損害割合 30%以上 40%未満																										
支援金の額	支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。 （※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額） ① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金） <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>住宅の被害程度</th> <th>全壊</th> <th>解体</th> <th>長期避難</th> <th>大規模半壊</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給額</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> </tbody> </table> ② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金） <全壊等> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>住宅の再建方法</th> <th>建設・購入</th> <th>補修</th> <th>賃貸（公営住宅以外）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給額</td> <td>200万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> </tbody> </table> <中規模半壊> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>住宅の再建方法</th> <th>建設・購入</th> <th>補修</th> <th>賃貸（公営住宅以外）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給額</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> <td>25万円</td> </tr> </tbody> </table> ※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、差額を支給	住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊	支給額	100万円	100万円	100万円	50万円	住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃貸（公営住宅以外）	支給額	200万円	100万円	50万円	住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃貸（公営住宅以外）	支給額	100万円	50万円	25万円
住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊																							
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円																							
住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃貸（公営住宅以外）																								
支給額	200万円	100万円	50万円																								
住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃貸（公営住宅以外）																								
支給額	100万円	50万円	25万円																								

（2）支援金の支給

町は、被害世帯の支給申請の受付を行い、罹災台帳、罹災証明書をもとに、支給申請書の必要書類を取りまとめ、埼玉県に送付する。

被災者生活再建支援金の支給に際して、各関係機関が行う措置は、次のとおりである。

■被災者生活再建支援金支給に係る関係機関の措置

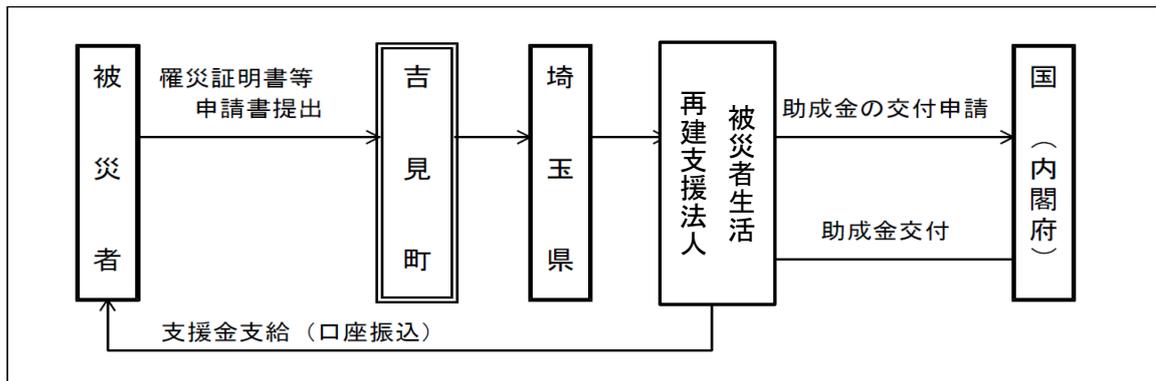
関係機関	措置内容
町	① 住宅の被害認定 ② 罹災証明書等必要書類の発行 ③ 被災世帯の支給申請等に係る窓口業務 ④ 支給申請等の必要書類の取りまとめ及び県への送付
県	① 被害状況の取りまとめ ② 被害が法適用となる場合の内閣府等への報告及び公示 ③ 支給申請書等の必要書類の取りまとめ及び被災法人への送付
被災者生活再建支援法人	① 国への補助金交付申請等 ② 支援金の支給 ③ 支給申請書の受領・審査・支給決定 ④ 申請期間の延長・報告
国（内閣府）	被災者生活再建支援法人への補助金交付

第4編 災害復旧復興計画

<第1章 災害復旧>

第2節 被災者の生活再建等の支援

■支援金の支給手続



9 埼玉県・市町村被災者安心支援制度の活用

前記の法に基づく被災者生活再建支援制度では、同一の地域で発生した同一災害にもかかわらず、一部の地域で支援制度が適用されないという地域的不均衡が生じる場合がある。

このため、県と県内全市町村の相互扶助により、支援法の適用とならない地域で自然災害により被災した全壊世帯等に対して、法と同様の支援を行うことなどを柱とした独自の制度を創設し支援を行う（平成26年4月1日以降に発生した自然災害から適用。ただし、半壊特別給付金については、令和2年4月1日以降に発生した自然災害から適用。）。

(1) 埼玉県・市町村生活再建支援金

埼玉県・市町村生活再建支援金の概要及び支給手続は、以下のとおりである。

■埼玉県・市町村生活再建支援金の概要

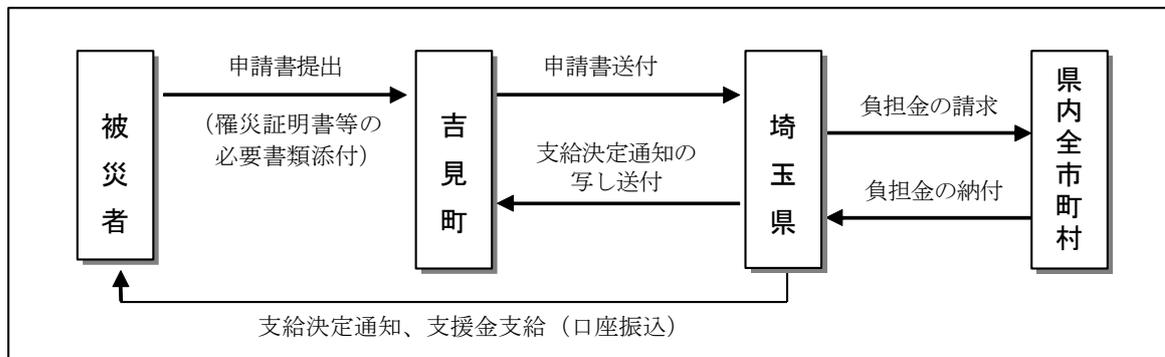
項目	内容
目的	・被災者生活再建支援法が適用とならなかった地域において、埼玉県・市町村生活再建支援金を支給し、被災世帯の生活再建を支援する。
対象災害	・自然災害（暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象より生じる災害） ※ 被災者生活再建支援法の規定と同様の内容
対象災害の規模	・自然災害の規模は問わない。ただし、対象は、被災者生活再建支援法が適用とならなかった地域に限る。
支援対象世帯	・住宅が全壊（全焼・全流失等）した世帯その他これに準じる程度の被害を受けたと認められる世帯として、埼玉県・市町村生活再建支援金及び埼玉県・市町村半壊特別給付金に関する要綱第2条第1項第2号ア～エで定めるもの ① 住宅が全壊した世帯 ② 住宅が半壊し、又は敷地に被害が生じ、倒壊防止等やむを得ない事由により住宅を解体した世帯 ③ 災害が継続し、長期にわたり居住不能な状態が継続することが見込まれる

第4編 災害復旧復興計画
 <第1章 災害復旧>
第2節 被災者の生活再建等の支援

項目	内容																		
	世帯 ④ 大規模半壊の被害を受けたと認められる世帯 ⑤ 中規模半壊の被害を受けたと認められる世帯 ※ 被災者生活再建支援法の規定と同様の内容																		
支援金の額	支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。 (※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額) ① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金） <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>住宅の被害程度</td> <td>支給額</td> </tr> <tr> <td>全壊、解体、長期避難</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td>大規模半壊</td> <td>50万円</td> </tr> </table> ② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金） <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>住宅の被害程度</td> <td>建設・購入</td> <td>補修</td> <td>賃借（公営住宅以外）</td> </tr> <tr> <td>全壊、解体、長期避難、大規模半壊</td> <td>200万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> <tr> <td>中規模半壊</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> <td>25万円</td> </tr> </table> ※ 一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計200（又は100）万円 ※ 被災者生活再建支援法の規定と同様の内容	住宅の被害程度	支給額	全壊、解体、長期避難	100万円	大規模半壊	50万円	住宅の被害程度	建設・購入	補修	賃借（公営住宅以外）	全壊、解体、長期避難、大規模半壊	200万円	100万円	50万円	中規模半壊	100万円	50万円	25万円
住宅の被害程度	支給額																		
全壊、解体、長期避難	100万円																		
大規模半壊	50万円																		
住宅の被害程度	建設・購入	補修	賃借（公営住宅以外）																
全壊、解体、長期避難、大規模半壊	200万円	100万円	50万円																
中規模半壊	100万円	50万円	25万円																
市町村	① 住宅の被害認定 ② 罹災証明書等必要書類の発行 ③ 被災世帯の支給申請等に係る窓口業務 ④ 支給申請書等の必要書類の取りまとめ、第1次審査及び県への書類送付																		
県	① 被害状況の取りまとめ ② 支給申請書等の受領、審査（第2次）、支給の可否の決定 ③ 被災世帯主へ支給可否の決定通知、申請受理市町村へ決定通知の写し送付 ④ 被災世帯主へ支援金の支給 ⑤ 各市町村へ本支援制度に係る負担金の請求 ⑥ 申請期間の延長決定																		

資料) 「埼玉県地域防災計画」(令和3年3月、埼玉県防災会議)

■ 埼玉県・市町村生活再建支援金の支給手続



第4編 災害復旧復興計画

<第1章 災害復旧>

第2節 被災者の生活再建等の支援

(2) 埼玉県・市町村半壊特別給付金の概要

埼玉県・市町村半壊特別給付金の概要及び支給手続は、以下のとおりである。

■埼玉県・市町村半壊特別給付金の概要

項目	内容
目的	・災害救助法が適用とならなかった地域の半壊世帯に対し、埼玉県・市町村半壊特別給付金を支給し、被災世帯の生活再建を支援する。
対象災害	・自然災害（暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる災害）
対象災害の規模	・自然災害の規模は問わない。ただし、対象は、災害救助法が適用とならなかった地域に限る。
支給対象世帯	・埼玉県・市町村生活再建支援金及び埼玉県・市町村半壊特別給付金に関する要綱第2条第1項第2号オで定める住家が半壊した世帯
給付金の額	・補修 50 万円、賃借（公営住宅以外） 25 万円 （※世帯人数が 1 人の場合は、補修 37 万 5 千円、賃借 18 万 7 千 5 百円）
市町村	① 住宅の被害認定 ② 罹災証明書等必要書類の発行 ③ 被災世帯の支給申請等に係る窓口業務 ④ 支給申請書等の必要書類のとりまとめ、第 1 次審査及び県への書類送付
県	① 被害状況のとりまとめ ② 支給申請書等の受領、審査（第 2 次）、支給の可否の決定 ③ 被災世帯主へ支給可否の決定通知、申請受理市町村へ決定通知の写し送付 ④ 被災世帯主へ給付金の支給 ⑤ 各市町村へ本支援制度に係る負担金の請求 ⑥ 申請期間の延長決定

■埼玉県・市町村半壊特別給付金の支給手続

埼玉県・市町村生活再建支援金と同じ

(3) 埼玉県・市町村家賃給付金

埼玉県・市町村家賃給付金の概要及び支給手続は、以下のとおりである。

■埼玉県・市町村家賃給付金の概要

項目	内容
目的	・自然災害によりその居住する住宅が全壊した世帯に対し、埼玉県・市町村家賃給付金を支給し、被災世帯の生活の再建を図ることを支援する。
対象災害	・自然災害（暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生じる災害）
対象災害の規模	・自然災害の規模は問わない。
支給対象世帯	・下記の特別な理由により、県又は市町村が提供し、又はあつせんする公営住宅等に入居せず、自己の費用をもって賃借した民間賃貸住宅（仮住宅）に入居した全壊世帯（埼玉県・市町村家賃給付金に関する要綱第 3 条に規定する世帯）。

第4編 災害復旧復興計画

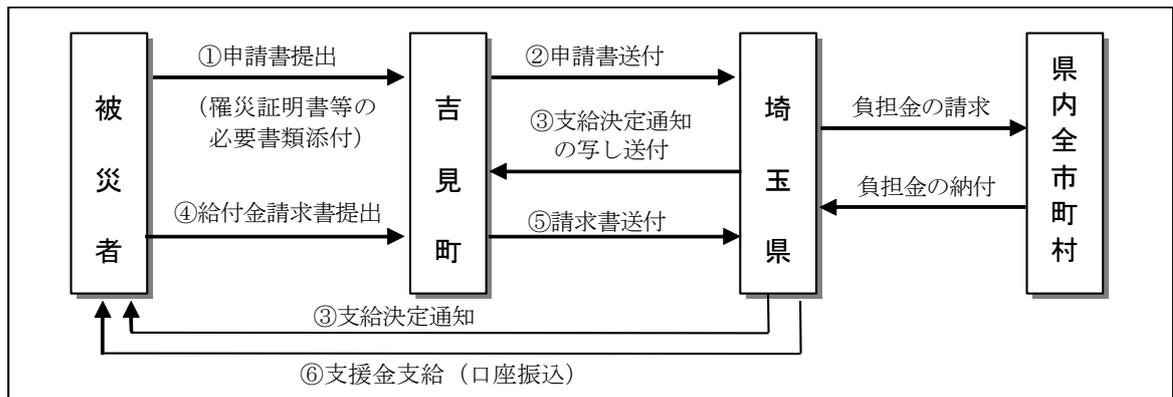
＜第1章 災害復旧＞

第2節 被災者の生活再建等の支援

項目	内容
	① 全壊世帯に身体障がい者があり、近隣の公営住宅等にバリアフリー住宅がないこと。 ② 全壊世帯に児童又は生徒があり、公営住宅等に入居すると通学区域が変更になること。 ③ 公営住宅等に入居すると1週間に1日以上通院している、かかりつけ医療機関から離れ、自動車等の通院手段がなく通院が困難になること。 ④ 公営住宅等に入居すると全壊した住宅の所在地から離れて遠くなり、親族の介護、介助が困難になること。 ⑤ 公営住宅等に入居すると、入居の規定により、当該自然災害発生前から飼育しているペットの飼育が困難になること。 ⑥ その他、前各号に準ずるやむを得ないと認められる理由。
支援金の額	・ 給付金の額は、仮住宅の賃借料相当額（敷金、礼金、権利金、共益費、管理費等を除く。）とし、月額6万円を上限とする。ただし、支給対象世帯の世帯員が5人以上である場合には、給付金の額は月額9万円を上限とする。 ・ 支給期間は、仮住宅に連続して入居する期間とし、最長12月とする。
町	① 住宅の被害認定 ② 罹災証明書等必要書類の発行 ③ 被災世帯の支給申請等に係る窓口業務 ④ 支給申請書等の必要書類の取りまとめ、第1次審査及び県への書類送付
県	① 被害状況の取りまとめ ② 支給申請書等の受領、審査（第2次）、支給の可否の決定 ③ 被災世帯主へ支給可否の決定通知、申請受理市町村へ決定通知の写し送付 ④ 被災世帯主へ給付金の支給 ⑤ 各市町村へ本支援制度に係る負担金の請求 ⑥ 申請期間の延長決定

資料) 「埼玉県地域防災計画 震災対策編」(令和3年3月、埼玉県防災会議)

■埼玉県・市町村家賃給付金の支給手続



第4編 災害復旧復興計画

<第1章 災害復旧>

第2節 被災者の生活再建等の支援

(4) 埼玉県・市町村人的相互応援

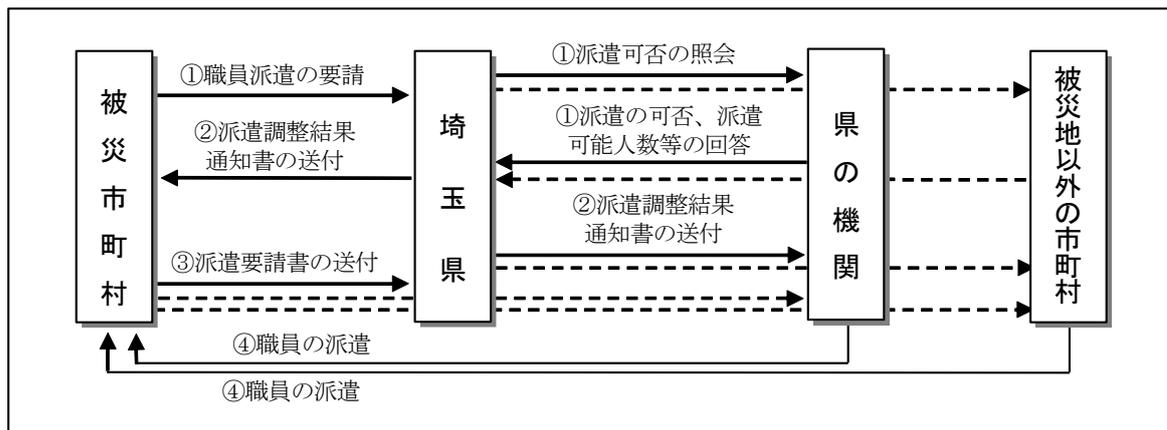
埼玉県・市町村人的相互応援の概要及び要請手続は、以下のとおりである。

■埼玉県・市町村人的相互応援の概要

項目	内容
目的	・災害による被災市町村の迅速な応急対策及び復旧対策を応援することにより、被災者の速やかな生活の再建を支援する。
対象災害	・災対法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害
応援内容	・被災市町村のみでは十分かつ迅速に救助、応急対策及び復旧対策を実施することが困難な場合に、必要な技術職、事務職及び技能職等の職員を被災市町村からの要請に応じて短期間派遣するものとする。
被災市町村 (要請市町村)	① 県に職員派遣の要請（派遣要請依頼書の提出） ② 県から派遣調整結果通知書を受領、確認 ③ 派遣市町村又は県の派遣機関に対して派遣要請書を提出 ④ 派遣職員の受入れ
被災地以外の 市町村 (派遣市町村)	① 派遣可能の可否、派遣可能職員数の回答 ② 県から派遣調整結果通知書を受領、確認 ③ 要請市町村から派遣要請書を受領 ④ 職員の派遣
県 (統括部、支部)	① 要請市町村から職員派遣要請の受理、市町村又は県の機関に対して派遣の可否についての照会 ② 派遣市町村又は県の機関と派遣人数等について調整及び派遣調整結果通知書を要請市町村、派遣市町村及び県の派遣機関に送付 ③ 要請市町村から派遣要請書を受領 ④ 県の派遣機関による職員の派遣

資料) 「埼玉県地域防災計画 震災対策編」(令和3年3月、埼玉県防災会議)

■埼玉県・市町村人的相互応援による職員派遣手続



第3節 被災中小企業、農林漁業者の再建等の支援

災害に見舞われた被災中小企業、農林漁業者に対しては国等による各種の融資制度があり、町は、災害発生後、これらの融資制度の適用条件等について確認の上、被災した事業者に対して周知徹底を図る。

町の「被災中小企業、農林漁業者の再建等の支援」は、以下の方策及び担当部署をもって実施する。

方策	担当部署
1 中小企業等の被害状況の把握に係る体制整備	商工班
2 被災中小企業への融資	商工班
3 被災農林漁業者への融資	農政班

1 中小企業等の被害状況の把握に係る体制整備

町は、あらかじめ商工会・商工会議所等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努める。

2 被災中小企業への融資

被災した中小企業への融資の概要は、次のとおりである。

■県制度融資の貸付【経営安定資金（災害復旧関連）】

項目	内容								
融資対象	<ul style="list-style-type: none"> ・県内の被災中小企業者であって、次の各号に該当するもの（組合含む。） ① 原則として県内で客観的に事業に着手しており、事業税を滞納していないこと。 ② 保証対象業種に属する事業を営むものであること。 ③ 経済産業大臣の指定する災害その他の突発的事由の影響を受け、市町村長の認定を受けた者又は災害の影響を受け、市町村の罹災証明を受けていること。 								
融資限度額	<ul style="list-style-type: none"> ・設備資金 5,000 万円（組合の場合 1 億円） ・運転資金 5,000 万円（組合の場合 6,000 万円） 								
融資条件	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>使途</td> <td>設備資金及び運転資金</td> </tr> <tr> <td>貸付期間</td> <td>設備資金 10 年以内 運転資金 7 年以内</td> </tr> <tr> <td>利率</td> <td>大臣指定等貸付 年 1.0%以内（令和 2 年度） 知事指定等貸付 年 1.1%以内（令和 2 年度）</td> </tr> <tr> <td>担保</td> <td>金融機関及び埼玉県信用保証協会との協議により定める</td> </tr> </table>	使途	設備資金及び運転資金	貸付期間	設備資金 10 年以内 運転資金 7 年以内	利率	大臣指定等貸付 年 1.0%以内（令和 2 年度） 知事指定等貸付 年 1.1%以内（令和 2 年度）	担保	金融機関及び埼玉県信用保証協会との協議により定める
	使途	設備資金及び運転資金							
	貸付期間	設備資金 10 年以内 運転資金 7 年以内							
	利率	大臣指定等貸付 年 1.0%以内（令和 2 年度） 知事指定等貸付 年 1.1%以内（令和 2 年度）							
担保	金融機関及び埼玉県信用保証協会との協議により定める								

第4編 災害復旧復興計画

<第1章 災害復旧>

第3節 被災中小企業、農林漁業者の再建等の支援

項目	内容	
	保証人	個人 原則として不要 法人 原則として代表者以外の連帯保証人は不要
	信用保証	埼玉県信用保証協会の信用保証を付する
償還方法	元金均等月賦償還 据置期間 2年以内	
申込受付場所	中小企業者は商工会議所及び商工会、 中小企業組合は埼玉県中小企業団体中央会	

3 被災農林漁業者への融資

町は、災害により被害を受けた農林漁業者又は団体に対し復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、天災融資法、農林漁業セーフティネット資金融資及び埼玉県農業災害対策特別措置条例等により融資する制度の啓発に努める。

(1) 天災融資法に基づく資金融資

天災融資法に基づく資金融資の概要は、次のとおりである。

■天災融資法に基づく資金融資の概要

項目	内容
貸付の相手方	被災農林漁業者
貸付対象事業 資金使途	種苗、肥料、飼料、薬剤、農機具、家畜又は家きん、薪炭原木、しいたけほだ木、漁具、稚魚、稚貝、餌料、漁業用燃油等の購入資金、漁船の建造又は取得、労賃、水利費、共済掛金（農業共済又は漁業共済）の支払い等
貸付利率	年3.0%以内、年5.5%以内、年6.5%以内 (具体的な適用金利については、天災融資法の発動の都度定められる。)
償還期限	3～6年以内（ただし、激甚災害のときは4～7年以内）
貸付限度額	市町村長の認定した損失額又は200万円（一般）のいずれか低い額 (激甚災害のときは250万円)
融資機関	農業協同組合、森林組合、漁業協同組合又は金融機関
担保	保証人
その他	当該市町村長の被害認定を受けたもの

(2) 農林漁業セーフティネット資金融資（日本政策金融公庫）

農林漁業セーフティネット資金融資の概要は、次のとおりである。

■農林漁業セーフティネット資金の概要

項目	内容
期間	10年（据置3年以内を含む。）以内
貸付利率	年0.16～0.30%

項目	内容
貸付限度額	一般：600万円 特認：年間経営費等の6/12以内（簿記記帳を行っており、特に必要と認められる場合）

資料）現在日本政策金融公庫ホームページ、令和4年1月

（3）埼玉県農業災害対策特別措置条例に基づく資金融資

埼玉県農業災害対策特別措置条例に基づく資金融資の概要は、次のとおりである。

■埼玉県農業災害対策特別措置条例に基づく資金融資の概要

項目	内容
貸付の相手	被害農業者
資金使途	種苗、肥料、飼料、薬剤、家畜、蚕種等の購入資金、ビニールハウス、その他プラスチックハウス、ガラス室、果樹だな、蚕室、畜舎、放牧施設、畜産物の調整施設、きのこ栽培施設、養魚施設、農産物倉庫及び農業用生産資材倉庫、農業用生産資材製造施設、作業所の復旧に必要な資金等
貸付利率	年3.5%以内
償還期限	6年以内（据置1年以内）
貸付限度額	町長の認定した損失額又は500万円のいずれか低い額
融資機関	農業協同組合等
担保	保証人、または埼玉県農業信用基金協会の信用保証を付する
その他	町長の被害認定を受けたもの

（4）農業災害の補償等

農業災害補償の概要は、次のとおりである。

■農業災害補償の概要

項目	内容
支払の相手	当該共済加入の被災農家
農業共済事業対象物	農作物（水稲、陸稲、麦）、果樹（ぶどう、なし）、園芸作物（施設園芸用施設、附帯施設、施設内農作物）、畑作物（スイートコーン、大豆、茶、蚕繭）、家畜（乳用牛、肉用牛、馬、種豚、肉豚）、任意（建物、農機具、保管中農作物）
支払機関	農業共済組合

第2章 災害復興

大規模災害により地域が大きく被災し、町民生活や社会経済活動に甚大な障害が生じた場合には、速やかに復興に関する方針を定めて対策を講じる必要がある。

事前に復興方針や復興計画が速やかに策定できるよう手続等の検討を行い準備するとともに、復興に際しては、被災前から地域が抱える課題を解決し、都市構造や地域産業の構造等をよりよいものに改変する中長期的な復興計画を作成し、町、県及び関係機関が緊密な連携を図りながら、再度災害の発生防止とより安全・快適な生活環境を目指し、復興事業を推進する。また、男女共同参画の視点から、復興のあらゆる場・組織に、女性の参画を促進する。あわせて、子ども・障がい者等あらゆる町民が住みやすい共生社会を実現する。

第1節 復興に関する事前の取組の推進

町は、早期の復興を実現するため、復興方針や復興計画が速やかに策定できるよう、あらかじめ復興手続等について検討を行い、必要に応じて復興プラン等を策定する。

第2節 復興対策本部の設置

町は、被災状況を速やかに把握し、震災復興の必要性を確認した場合には、町長を本部長とする「災害復興対策本部」を設置する。

この場合、「災害復興対策室（仮称）」を臨時に置き、「自治財政課」、「総合政策課」、「産業振興課」、「環境課」、「まち整備課」、「水生活課」、「総務課」等の職員を中心に「災害復興対策本部」の庶務を迅速・的確に処理する。

第3節 復興計画の策定

1 災害復興方針の策定

町は、「災害復興対策本部」を設置した場合、災害復興方針を策定するため、学識経験者、有識者、町議会議員、町民代表、行政関係職員で構成する「災害復興検討委員会」を設置す

る。策定した災害復興方針は、速やかに町民に公表する。

2 災害復興計画の策定

町は、災害復興方針に基づき、具体的な災害復興計画の策定を行う。当該計画では、市街地復興に関する計画、産業振興に関する計画、生活復興に関する計画及びその事業手法、財源確保、推進体制に関する事項について定める。

第4節 復興事業の実施

1 市街地復興事業のための行政上の手続の実施

(1) 取組方針

市街地復興事業のための行政上の手続の実施に当たっては、発災直後から1週間程度を目安とし、建築基準法第84条建築制限や被災市街地復興推進地域の都市計画決定を行う区域の建築物被害状況を把握・調査する必要がある、当該業務の実施のための体制を整備する。

(2) 建築基準法第84条建築制限区域の指定

町は、被災した市街地で区画整理が必要な場合は、県（都市整備部）に対して、建築基準法第84条による建築制限区域の指定をするよう要請する。

(3) 被災市街地復興特別措置法上の手続

町は、被災市街地復興特別措置法第5条の規定による被災市街地復興推進地域を指定し、建築行為等の制限等を行う。

被災市街地復興推進地域の決定は、通常の都市計画決定の手続と同様の手続が必要となる。

2 復興事業の実施

町は、「災害復興対策室（仮称）」を中心に、庁内一丸となって災害復興計画に基づく災害復興事業を推進する。